

| コード         | 名称             | 区分           | コード       | 名称        |
|-------------|----------------|--------------|-----------|-----------|
| 事業名         | 372 子育て支援対策事業  | 会計           | 01        | 一般会計      |
|             |                | 款            | 03        | 民生費       |
|             |                | 項            | 04        | 児童福祉費     |
|             |                | 目            | 01        | 児童福祉総務費   |
| 基本<br>施策    | 10 少子化に歯止めをかける | 細目           | 218       | 子育て支援対策事業 |
|             |                | 細々目          | 01        | 子育て支援対策事業 |
| 行革大綱の重点事項番号 |                |              |           |           |
| 担当部署        | コード            | 130700       | 担当者<br>氏名 | 山田靖子      |
|             | 名称             | 健康福祉部 こども家庭課 |           | 連絡先       |

事務事業の概要 (Plan)

|                 |  |       |
|-----------------|--|-------|
| 対象(誰を、何を)       | 子育てに関わる市民  | ※対象件数 |
| 成果(どうする)        | 「伊賀市要保護児童及びDV対策地域協議会」を設置し、関係者へ児童虐待防止等の意識の向上を図り、また、個別ケース検討会議を開催することで、関係機関の情報共有と役割分担を整合し、要保護児童やその家庭を支援する。  |       |
| 根拠法令・要綱等        | 児童福祉法・児童虐待防止法・次世代育成支援法・少子化社会対策基本法・伊賀市要保護児童及びDV対策地域協議会設置要綱  |       |
| 開始年度            | 平成   | 年度    |
| 終了年度            | 平成   | 年度    |
| H22<br>事業<br>内容 | 伊賀市要保護児童及びDV対策地域協議会主催により<br>・代表者会議2回(7月・2月)協議会の年間活動方針や実務者会議が円滑に機能するよう環境整備を行うための協議をした。<br>・実務者会議3回(6月10月2月)支援を行っている要保護児童の事例について進捗状況を確認し、危険度のランク付けを協議した。<br>・個別ケース検討会24回(随時)個別の要保護児童等について、関係機関の情報共有や役割分担、具体的な支援について協議した。<br>・講演会1回(7月)代表者・実務者他保育士や主任児童委員等を対象に「ネグレクトが起こるとき」について講演会を開催した。<br>・研修会1回(11月)実務者委員他保育士や主任児童委員を対象に「虐待を疑うケースが起きた場合」について研修をした。<br>・啓発活動(市広報掲載・CATV放送・リーフレット1500部配布等)11月の児童虐待防止推進月間に実施した。 |       |
|                 | 要保護児童対策地域協議会は平成16年に法的位置付け等が定められ、平成19年の「児童虐待の防止等に関する法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」により地方公共団体に対し、設置が努力義務として課され、児童虐待の防止を図る上で重要な役割を担うものである。近年の社会情勢や経済的不安により家庭環境も複雑化深刻化しており、より関係機関の連携が必要になってきている。  |       |
| 社会情勢<br>の変化等    | 要保護児童対策地域協議会は平成16年に法的位置付け等が定められ、平成19年の「児童虐待の防止等に関する法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」により地方公共団体に対し、設置が努力義務として課され、児童虐待の防止を図る上で重要な役割を担うものである。近年の社会情勢や経済的不安により家庭環境も複雑化深刻化しており、より関係機関の連携が必要になってきている。  |       |

|                         |    |                             |    |
|-------------------------|----|-----------------------------|----|
| 整備内容(「施設の建設」「整備事業」のみ記入) |    | 運営体制(「施設の建設」「施設の管理・運営」のみ記入) |    |
| 1 建設用地                  |    | 1 運営主体                      |    |
| 2 建設面積<br>(延床面積)        |    | 委託先                         |    |
| 3 規模・構造                 |    | 2 配置人員                      | 人  |
| 4 総事業費                  | 千円 | 3 年間運営費                     | 千円 |
|                         |    | 4 市内の類似施設                   |    |

事務事業実施にかかる業績とコスト(Do)

| 活動<br>指標                  | 指標名 | 単位 | 実績値 |     | 目標値 |     |
|---------------------------|-----|----|-----|-----|-----|-----|
|                           |     |    | H21 | H22 | H23 | H24 |
| 伊賀市要保護児童及びDV対策地域協議会会議開催回数 | 目標  | 回  | 2   | 2   | 2   | 2   |
|                           | 実績  |    | 2   | 2   |     |     |
|                           | 目標  |    |     |     |     |     |
|                           | 実績  |    |     |     |     |     |

| 成果<br>指標                     | 指標名                          | 指標設定の考え方                       | 単位 | 実績値 |     | 目標値 |     |
|------------------------------|------------------------------|--------------------------------|----|-----|-----|-----|-----|
|                              |                              |                                |    | H21 | H22 | H23 | H24 |
| 伊賀市要保護児童及びDV対策地域協議会主催講演会参加人数 | 伊賀市要保護児童及びDV対策地域協議会主催講演会参加人数 | 児童虐待防止や家庭への支援について正しい認識を持つ者を増やす | 人  | 目標  | 110 | 目標  | 110 |
|                              |                              |                                |    | 実績  | 73  | 実績  | 78  |
|                              |                              |                                |    | 目標  | 40  | 目標  | 40  |
|                              |                              |                                |    | 実績  | 29  | 実績  | 30  |

| 投入<br>コスト      | 直接事業費計(A)    | H21 決算 | H22 決算 | H23 当初予算 | H24 当初要求 |
|----------------|--------------|--------|--------|----------|----------|
|                |              | (千円)   | (千円)   | (千円)     | (千円)     |
| Aの<br>財源<br>内訳 | 国庫支出金        | 167    | 474    | 384      | 384      |
|                | 県支出金         |        | 75     | 192      |          |
|                | 地方債          |        |        |          |          |
|                | その他          |        |        |          |          |
|                | 一般財源         | 167    | 399    | 192      | 384      |
|                | 事業投入人件費(B)   | 0.1人   | 720.0人 | 1,440.0人 | 1,440.0人 |
|                | フルコスト(A)+(B) | 887    | 1,914  | 1,824    | 1,824    |

事務事業の評価(Check)

| 判断の基準(該当項目に○をつけてください)   |  | 備考欄(特記事項) |   |
|---|--|-----------|---|
| 必要性   | 法律(条例は除く)で実施が義務付けられている事業   | ○         | 法律による義務付けはないが、要保護児童対策地域協議会は平成16年に法的位置付け等が定められ、平成19年の「児童虐待の防止等に関する法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」により地方公共団体に対し、設置が努力義務として課され、児童虐待の防止を図る上で重要な役割を担うものとされている。 |
|   | 個人の方だけでは対処し難い社会的・経済的弱者を対象に、生活の安定を支援し、あるいは生活の安全網(セーフティネット)を整備する事業                                     |           |   |
|   | 特定の市民や団体を対象としたサービスであるが、サービスの提供を通じて対象者以外の第三者にも利益が及ぶ事業   |           |   |
|   | 事業開始からの目標・目的を概ね達成している事業  |           |   |
|   | 市民にとっての必要性は高いが、多額の投資が必要、あるいは事業リスクや不確実性が存在するため、民間だけではその全てを負担しきれず、これを補完する事業                            |           |   |
| 市民が社会生活を営むうえで必要な生活環境水準の確保を目的とした事業                             | ○  |           |   |
| 国や県、民間が同様のサービスを提供している事業                                       |  |           |   |
| 市民の生命、財産、権利を擁護し、あるいは市民の不安を解消するために必要な規制、監視、指導、情報提供、相談等を目的とした事業 |  |           |   |
| 民間のサービスだけでは市域全体に望ましい質・量のサービスが確保できず、これを補完・先導する事業               |  |           |   |
| 受益の範囲が不特定多数の市民に及び、サービス対価の徴収ができない事業                            |  |           |   |
| 事業の対象や環境の変化により、事業ニーズが薄れていない事業                                 |  |           |   |
| 【○をつけた場合、ニーズの具体的内容、根拠となるデータ等判断理由】                             |  |           |   |
| 財政状況を考慮し、事業を休止した場合、市民生活への影響が大きい事業                             |  |           |   |
| 【○をつけた場合、影響の内容及び判断理由】   |  |           |   |
| 有効性   | 事務事業の継続、達成度や実績を高めることで成果指標の向上が期待できる。基本施策の目的を実現するために現在の事務事業の内容は適切であり、基本施策に対して貢献度も高いサービス水準や対象を見直す余地がある。 | ○         |   |
| 達成度   | 当初設定した計画を 80%以上100%未満 実施している。【計画に遅れが生じている場合、改善策】   |           |   |
|   | 予算の繰越の有無 無   |           |   |
|   | 【予算の繰越がある場合、繰越の種類】   |           |   |
|   | 講演会や研修会への参加を積極的に呼びかけ、まずは関係機関の意識の向上を図る。啓発活動により、虐待通告の義務などについても周知していく。                                  |           |   |
| 効率性   | 他の事業主体の活用、事業移管が可能である。基本施策の中で類似・重複する事務事業がある。【事業名】   |           |   |
|   | 受益者負担を求めることができる事業である。全体コストにおける負担構成は適正である。コストに見合った効果となっていない。効果を絞り込むことでコストを削減する余地がある。                  |           |   |

昨年度の評価結果に基づく改善策への取り組み状況

|          |   |
|----------|---|
| 改善策      | 相談者に対する個人情報保護のために、相談しやすい環境を整える必要がある。(相談室の確保)<br>現在、駅前再開発ビル4階において、子育て包括支援センターを設置するとともに、相談業務も移設するかどうか検討中である。          |
| 昨年度の取組状況 | 【状況】 計画どおり進んでいる<br>【詳細】<br>現在の市庁舎においては専用の相談室を確保することが困難であり、その都度空いている会議室を予約している。駅前再開発ビルでの相談業務は平成24年度から開設できるよう、検討中である。 |

今後の方向性(Action)

|               |   |
|---------------|---|
| 担当課長氏名        | 秋永 啓子   |
| 【方向性】         | 拡大・充実   |
| 【理由】          | 児童虐待が児童の人権を著しく侵害し、その心身の成長や人格の形成に重大な影響を与えたとともに、将来の世代の育成にも懸念を及ぼすことにかんがみ、児童に対する虐待の禁止、児童虐待の予防、早期発見、児童虐待を受けた児童の保護、自立の支援を行い、健やかに子どもが成長できるようにする。   |
| 現時点における課題、その他 | 誰もが健やかに成長をする権利を持っているのに、保護者等から虐待を受けている児童は少なくない。保育所、小学校等へ通っている子どもたちは、保育士や教員等によりその現状を把握することも可能であり、次の手立てを推し進めているが、より小さい子どもたちの虐待は、見えないところが多い。「気づけば、誰からでも通報を…」というものの、家庭内での虐待解決糸口は、大変難しい。また、保育の方法を知らない、保育能力の低い保護者が増えてきている。 |
| 課題、その他に対する改善策 | いつまでに、期限がない<br>何を、どうする: 育児については、保育士や保健師が気をつけ、親と連携を図る。<br>しかし、保護者自体に保育能力に欠ける場合は、保護者との丁寧な話し合いが必要。同時に、関係団体の連携を深め、子どもの保護と保護者の教育を行う。   |